

公表用

令和6年2月22日

自 第 1 号議案  
至 第 47 号議案

令和6年第1回  
八王子市議会定例会議案(1)

八王子市

## 目 次

第 1 号議案	令和 5 年度八王子市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分 について……………	5
第 2 号議案	令和 5 年度八王子市一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分 について……………	7
第 3 号議案	令和 5 年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分について……………	9
第 4 号議案	副市長の選任について……………	11
第 5 号議案	副市長の選任について……………	13
第 6 号議案	教育長の任命について……………	15
第 7 号議案	監査委員の選任について……………	17
第 8 号議案	公平委員会委員の選任について……………	19
第 9 号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	21
第 10 号議案	固定資産評価員の選任について……………	23
第 11 号議案	八王子市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部 を改正する条例設定について……………	25
第 12 号議案	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除等に関する条例の一部 を改正する条例設定について……………	27
第 13 号議案	八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について……………	29
第 14 号議案	八王子市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例設定について……………	37
第 15 号議案	八王子市営住宅条例の一部を改正する条例設定について……………	39
第 16 号議案	令和 6 年度八王子市一般会計予算について……………	41
第 17 号議案	令和 6 年度八王子市国民健康保険事業特別会計予算について……………	43
第 18 号議案	令和 6 年度八王子市後期高齢者医療特別会計予算について……………	45
第 19 号議案	令和 6 年度八王子市介護保険特別会計予算について……………	47
第 20 号議案	令和 6 年度八王子市母子・父子福祉資金特別会計予算につい て……………	49
第 21 号議案	令和 6 年度八王子市土地取得事業特別会計予算について……………	51

第22号議案	令和6年度八王子市駐車場事業特別会計予算について……………	53
第23号議案	令和6年度八王子市借入金管理特別会計予算について……………	55
第24号議案	令和6年度八王子市給与及び公共料金特別会計予算について……………	57
第25号議案	令和6年度八王子市下水道事業会計予算について……………	59
第26号議案	令和5年度八王子市一般会計補正予算（第8号）について……………	61
第27号議案	令和5年度八王子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3号）について……………	63
第28号議案	令和5年度八王子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）について……………	65
第29号議案	令和5年度八王子市介護保険特別会計補正予算（第2号）に ついて……………	67
第30号議案	令和5年度八王子市土地取得事業特別会計補正予算（第1 号）について……………	69
第31号議案	令和5年度八王子市駐車場事業特別会計補正予算（第1号） について……………	71
第32号議案	令和5年度八王子市借入金管理特別会計補正予算（第3号） について……………	73
第33号議案	令和5年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算（第 7号）について……………	75
第34号議案	八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例設定 について……………	77
第35号議案	八王子市市民集会所条例の一部を改正する条例設定について……………	79
第36号議案	八王子市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例設定について……………	81
第37号議案	八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに 特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の 一部を改正する条例設定について……………	83
第38号議案	八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条 例の一部を改正する条例設定について……………	85
第39号議案	土地の処分について……………	97

第40号議案	気化式冷風機の取得について……………	99
第41号議案	東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について……………	101
第42号議案	市道路線の認定について……………	103
第43号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例設定に ついて……………	107
第44号議案	八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例設定について……………	109
第45号議案	八王子市消防団に関する条例の一部を改正する条例設定につ いて……………	115
第46号議案	八王子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 設定について……………	117
第47号議案	八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営 の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	119

## 第1号議案

令和5年度八王子市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について

令和5年度八王子市一般会計補正予算（第6号）を定めるにつき、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫



## 第2号議案

令和5年度八王子市一般会計補正予算（第7号）の専決処分について

令和5年度八王子市一般会計補正予算（第7号）を定めるにつき、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫





### 第3号議案

令和5年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算  
(第6号)の専決処分について

令和5年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算(第6号)を定めるにつき、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫



第4号議案

副市長の選任について

本市副市長に下記の者を選任するにつき、地方自治法第162条の規定により同意を求める。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

植 原 康 浩



第5号議案

副市長の選任について

本市副市長に下記の者を選任するにつき、地方自治法第162条の規定により同意を求める。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

中 邑 仁 志



第6号議案

教育長の任命について

本市教育長に下記の者を任命するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により同意を求める。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

安 間 英 潮





第7号議案

監査委員の選任について

本市監査委員に下記の者を選任するにつき、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求める。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

廣 瀬 勉



第8号議案

公平委員会委員の選任について

本市公平委員会委員に下記の者を選任するにつき、地方公務員法第9条の2第2項の規定により同意を求める。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

小 野 坂 勝 守



第9号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任するにつき、地方税法第423条第3項の規定により同意を求める。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

武 林 秀 則



第10号議案

固定資産評価員の選任について

本市固定資産評価員に下記の者を選任するにつき、地方税法第404条第2項の規定により同意を求める。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

植 原 康 浩





## 第 1 1 号議案

八王子市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 2 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

八王子市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 3 年八王子市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）<b>第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項</b>の規定に基づき、八王子市長、委員会の委員若しくは委員又は職員（法<b>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項</b>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「八王子市長等」という。）の八王子市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（法<b>第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項</b>の条例で定める額） 第 3 条 法<b>第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項</b>の規定に基づき条例で定める額は、同項の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第 2 0 3 条の 2</p>	<p>（目的） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）<b>第 2 4 3 条の 2 第 1 項</b>の規定に基づき、八王子市長、委員会の委員若しくは委員又は職員（法<b>第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項</b>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「八王子市長等」という。）の八王子市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（法<b>第 2 4 3 条の 2 第 1 項</b>の条例で定める額） 第 3 条 法<b>第 2 4 3 条の 2 第 1 項</b>の規定に基づき条例で定める額は、同項の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第 2 0 3 条の 2 第 1</p>

第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当又は通勤手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる八王子市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当又は通勤手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる八王子市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 第12号議案

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除等に関する条例の一部を改正する条例設定について

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除等に関する条例の一部を改正する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除等に関する条例（平成元年八王子市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（職員の賠償責任に基づく債務の免除） 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号） <b>第243条の2の8</b> の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。	（職員の賠償責任に基づく債務の免除） 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号） <b>第243条の2</b> の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



第 1 3 号議案

八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について

八王子市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 2 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市手数料条例の一部を改正する条例

八王子市手数料条例（昭和 2 4 年八王子市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

## 改正後

別表（第2条関係）

- 1 (略)
- 2 閲覧手数料

	事務	名称	金額
1・2	(略)	(略)	(略)
3	戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長（区長を含む。）の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	戸籍届出書類等又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円
4～7	(略)	(略)	(略)

- 3 交付手数料

	事務	名称	金額
1	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <b>第120条の2第1項</b> 若しくは第126条の規定に基づく <b>戸籍証明書</b>	戸籍の謄本若しくは抄本又は全部事項証明書、個人事項証明書若しくは一部事項証明書交付手数料	1通につき 450円

## 改正前

別表（第2条関係）

- 1 (略)
- 2 閲覧手数料

	事務	名称	金額
1・2	(略)	(略)	(略)
3	戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長（区長を含む。）の受理した書類の閲覧	戸籍届出書類等閲覧手数料	書類1件につき 350円
4～7	(略)	(略)	(略)

- 3 交付手数料

	事務	名称	金額
1	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <b>磁気ディスクをもつて調製された戸籍証明書</b>	戸籍の謄本若しくは抄本又は全部事項証明書、個人事項証明書若しくは一部事項証明書交付手数料	1通につき 450円

	の交付		
2	(略)	(略)	(略)
3	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <b>第120条の2第1項</b> 若しくは第126条の規定に基づく <b>除籍証明書</b> の交付	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は全部事項証明書、個人事項証明書若しくは一部事項証明書交付手数料	1通につき 750円
4	(略)	(略)	(略)
5	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、 <b>同法第48条第2項</b> (同法第117条において準用する場合を含む。)	届出等の受理若しくは不受理、 <b>届出事項の証明書又は届書等情報内容証明書</b> の交付手数料	1通につき 350円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、

	<b>籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</b> の交付		
2	(略)	(略)	(略)
3	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <b>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</b> の交付	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は全部事項証明書、個人事項証明書若しくは一部事項証明書交付手数料	1通につき 750円
4	(略)	(略)	(略)
5	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付 <b>又は同法第48条第2項</b> (同法第117条において準用する場合を含む。)	届出等の受理若しくは不受理 <b>又は届出事項の証明書</b> の交付手数料	1通につき 350円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、

	若しくは第126条の規定に基づく届書その他市町村長（区長を含む。）の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付		1通につき1,400円)
6～1 1	(略)	(略)	(略)

4 (略)

**5 発行手数料**

	事務	名称	金額
1	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき  <b>400円</b>

	む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市町村長（区長を含む。）の受理した書類に記載した事項の証明書の交付		1通につき1,400円)
6～1 1	(略)	(略)	(略)

4 (略)



<p>場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>		
<p>2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき <u>700円</u></p>

行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。



## 第14号議案

八王子市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例設定について

八王子市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
設定するものとする。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
八王子市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年八王子市条例第16号）  
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <b>第243条の2の8第8項</b> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任を免除する場合は、議会の同意を得なければならない。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <b>第243条の2の2第8項</b> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任を免除する場合は、議会の同意を得なければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



## 第15号議案

### 八王子市営住宅条例の一部を改正する条例設定について

八王子市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

### 八王子市営住宅条例の一部を改正する条例

八王子市営住宅条例（平成9年八王子市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（入居者の資格） 第7条（略） 2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。 (1)～(7)（略） (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの ア（略） イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項 <b>又は第10条の2</b>の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの 3・4（略）</p>	<p>（入居者の資格） 第7条（略） 2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。 (1)～(7)（略） (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの ア（略） イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの 3・4（略）</p>

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。





第16号議案

令和6年度八王子市一般会計予算について

令和6年度八王子市一般会計予算を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第211条第1項の規定により議決を求める。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫



第 17 号議案

令和 6 年度八王子市国民健康保険事業特別会計予算について

令和 6 年度八王子市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫



第 18 号議案

令和 6 年度八王子市後期高齢者医療特別会計予算について

令和 6 年度八王子市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定めるにつき、  
地方自治法第 211 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫



第19号議案

令和6年度八王子市介護保険特別会計予算について

令和6年度八王子市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第211条第1項の規定により議決を求める。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫





第20号議案

令和6年度八王子市母子・父子福祉資金特別会計予算について

令和6年度八王子市母子・父子福祉資金特別会計予算を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第211条第1項の規定により議決を求める。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫



第 2 1 号議案

令和 6 年度八王子市土地取得事業特別会計予算について

令和 6 年度八王子市土地取得事業特別会計予算を別冊のとおり定めるにつき、  
地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 2 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫



第 2 2 号議案

令和 6 年度八王子市駐車場事業特別会計予算について

令和 6 年度八王子市駐車場事業特別会計予算を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 2 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫



第 2 3 号議案

令和 6 年度八王子市借入金管理特別会計予算について

令和 6 年度八王子市借入金管理特別会計予算を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 2 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫





第 2 4 号議案

令和 6 年度八王子市給与及び公共料金特別会計予算について

令和 6 年度八王子市給与及び公共料金特別会計予算を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 2 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫



第 25 号議案

令和 6 年度八王子市下水道事業会計予算について

令和 6 年度八王子市下水道事業会計予算を別冊のとおり定めるにつき、地方公  
営企業法第 24 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫



第 26 号議案

令和 5 年度八王子市一般会計補正予算（第 8 号）について

令和 5 年度八王子市一般会計補正予算（第 8 号）を別冊のとおり定めるにつき、  
地方自治法第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫



第 27 号議案

令和 5 年度八王子市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 3 号) について

令和 5 年度八王子市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫





第 28 号議案

令和 5 年度八王子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第  
1 号）について

令和 5 年度八王子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫



第 29 号議案

令和 5 年度八王子市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）  
について

令和 5 年度八王子市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫



第30号議案

令和5年度八王子市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度八王子市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第218条第1項の規定により議決を求める。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫



第 3 1 号議案

令和 5 年度八王子市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 5 年度八王子市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 2 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫





第 3 2 号議案

令和 5 年度八王子市借入金管理特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 5 年度八王子市借入金管理特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 2 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫



第 3 3 号議案

令和 5 年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算  
(第 7 号) について

令和 5 年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算 (第 7 号) を別冊のと  
おり定めるにつき、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 2 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫



第34号議案

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

八王子市長等の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) 2 <u>令和6年1月29日に在職する八王子市長に対する給料月額（同日を含む任期に係る給料月額に限る。）は、第2条の規定にかかわらず、同条の表に掲げる給料月額から、100分の30を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条第2項の規定の適用については、この限りでない。</u>	附 則 1 (略) 2 <u>平成24年1月29日に在職する八王子市長が退職をした場合における当該八王子市長に対する退職手当は、第3条第1項の規定にかかわらず、これを支給しない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



第 3 5 号議案

八王子市市民集会所条例の一部を改正する条例設定について

八王子市市民集会所条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 2 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市市民集会所条例の一部を改正する条例

第 1 条 八王子市市民集会所条例（昭和 5 0 年八王子市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）		
種類	名称	位置	種類	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地区会館	(略)	(略)	地区会館	(略)	(略)
	同 犬目会館	同 犬目町 8 6 3 番地		同 犬目会館	同 犬目町 8 6 3 番地
				<u>同 戸吹会館</u>	<u>同 戸吹町 1 6 8 番地 5</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)

第 2 条 八王子市市民集会所条例の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）		
種類	名称	位置	種類	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
市民集会所	(略)	(略)	市民集会所	<u>同 横山市 民集会所</u>	<u>同 並木町 1 5 番 1 5 号</u>
	同 館市民集会所	同 館町 1 5 6 番地		同 館市民集会所	同 館町 1 5 6 番地

	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年9月1日から、第2条の規定は令和6年10月1日から施行する。



第36号議案

八王子市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和2年八王子市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居申込者に対する説明、契約等) 第15条 (略) 2～6 (略) 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情</u></p>	<p>(入居申込者に対する説明、契約等) 第15条 (略) 2～6 (略) 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに第1項の重</p>

<p><b><u>報処理の用に供されるものをいう。)</u>に係る記録媒体をいう。)</b>をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法</p> <p>8～11 (略)</p>	<p>要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法</p> <p>8～11 (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 37 号議案

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例（平成 26 年八王子市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>(<u>掲示等</u>)</b></p> <p>第 23 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第 63 条 (略)</p>	<p><b>(<u>掲示</u>)</b></p> <p>第 23 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示<u>しなければならない。</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第 63 条 (略)</p>

<p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</b>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</b>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p>
---	---

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第63条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

第 3 8 号議案

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例設定について

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 2 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 5 9 年八王子市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表第1 (第2条関係)		
番号	区域	面積 (ヘクタール)
1～48	(略)	(略)
49	平成9年八王子市告示第33号に定める八王子都市計画南大沢センター地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「南大沢センター地区整備計画区域」という。)	<u>37.8</u>
50～57	(略)	(略)
58	平成12年八王子市告示第246号に定める八王子都市計画下柚木地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「下柚木地区整備計画区域」という。)	<u>17.7</u>
59～126	(略)	(略)

別表第2 (第3条—第9条、第11条、第13条関係)

1～48 (略)

49 南大沢センター地区整備計画区域

計画地区区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率		建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さ		垣又は柵の構造の制限	
		最高限度	最低限度			適用除外の建築物等	最高限度	最低限度			
センターA地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 学校 (専	—	—	—	1, 000平方メートル	八王子都市計画南大沢センター地区地区計画	—	南大沢センター地区地区計画に表示	—	—	

改正前		
別表第1 (第2条関係)		
番号	区域	面積 (ヘクタール)
1～48	(略)	(略)
49	平成9年八王子市告示第33号に定める八王子都市計画南大沢センター地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「南大沢センター地区整備計画区域」という。)	<u>38.0</u>
50～57	(略)	(略)
58	平成12年八王子市告示第246号に定める八王子都市計画下柚木地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「下柚木地区整備計画区域」という。)	<u>15.1</u>
59～126	(略)	(略)

別表第2 (第3条—第9条、第11条、第13条関係)

1～48 (略)

49 南大沢センター地区整備計画区域

計画地区区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率		建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さ		垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度			適用除外の建築物等	最高限度	最低限度		
センターA地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 学校 (専	—	—	—	1, 000平方メートル	—	—	—	—	



業務施設B地区	は下宿 2 建築物の1階部分を居住の用に供するもの（管理人室等に供する部分を除く。） 3 学校（専修学校及び各種学校は除く。）				平方メートル										
公益施設地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）	—	—	—	1,000平方メートル	—	—	—	—	—					

50～57 (略)

58 下柚木地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)
計画地	建築してはな	建築物の容積	建築物	建築物	建築物の外壁等の面	建築物の高さ	垣又は

公益施設地区	1 住宅 2 寄宿舎又は下宿 3 建築物の延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの 4 建築物の1階部分を居住の用に供するもの（管理人室等に供する部分を除く。） 5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）	—	—	—	1,000平方メートル	—	—	—	—	—					
--------	---	---	---	---	-------------	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--

50～57 (略)

58 下柚木地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)
計画地	建築してはな	建築物の容積	建築物	建築物	建築物の外壁等の面	建築物の高さ	垣又は



区の区分	らない建築物	率		の遮蔽率の最高限度	の敷地面積の最低限度	から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	最高限度		最低限度		柵の構造の制限	
		最高限度	最低限度				最高限度	最低限度				
低層住宅地区	<p>1 住宅（3戸以上の長屋に限る。）</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p>	—	—	—	165平方メートル	道路境界線及び隣地境界線までの距離 0.7メートル	1 道路境界線については、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	—	—	—	—	
							2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの					
							3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの					
							<b>4 八王子都市計画</b>					

区の区分	らない建築物	率		の遮蔽率の最高限度	の敷地面積の最低限度	から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	最高限度		最低限度		柵の構造の制限	
		最高限度	最低限度				最高限度	最低限度				
低層住宅地区	<p>1 住宅（3戸以上の長屋に限る。）</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p>	—	—	—	165平方メートル	道路境界線及び隣地境界線までの距離 0.7メートル	1 道路境界線については、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	—	—	—	—	
							2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの					
							3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの					





の時点に  
おいて現  
に存する  
もの

59～117 (略)

118 宮下町大学用地地区整備計画区域

あ	い	う	え	お	か	き	く	
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率 最高限度 最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等 距離 適用除外の建築物等	建築物の高さ 最高限度 最低限度	垣又は柵の構造の制限	
—	次に掲げる建築物以外の建築物 1 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校 2 研究所 3 前2号の用途に関連し、かつ、前2号の建築物となる工場（次に掲げる物品を製造する工場を除く。） (1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に規定する	10分の15	10分の5	3,000平方メートル	道路境界線及び隣地境界線までの距離 2メートル	八王子都市計画宮下町大学用地地区地区計画し、八王子都市計画決定（令和6年八王子市告示第号）の時点において、現に存する建築物の制限値を超える部分について	25メートル	—

--	--	--	--	--	--	--	--

59～117 (略)

118 宮下町大学用地地区整備計画区域

あ	い	う	え	お	か	き	く	
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率 最高限度 最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等 距離 適用除外の建築物等	建築物の高さ 最高限度 最低限度	垣又は柵の構造の制限	
—	次に掲げる建築物以外の建築物 1 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校 2 研究所 3 前2号の用途に関連し、かつ、前2号の建築物となる工場（次に掲げる物品を製造する工場を除く。） (1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に規定する	10分の15	10分の5	3,000平方メートル	道路境界線及び隣地境界線までの距離 2メートル	八王子都市計画宮下町大学用地地区地区計画し、八王子都市計画決定（令和6年八王子市告示第号）の時点において、現に存する建築物の制限値を超える部分について	25メートル	—

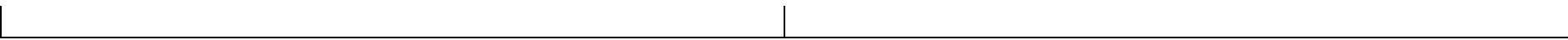
火薬類（  
がん具煙  
火を除く  
。）  
(2) 消防法  
（昭和2  
3年法律  
第186  
号）第2  
条第7項  
に規定す  
る危険物  
(3) マッチ  
(4) 可燃性  
ガス（令  
第130  
条の9の  
6で定め  
るものを  
除く。）  
(5) 圧縮ガ  
ス又は液  
化ガス（  
製氷又は  
冷凍を目  
的とする  
ものを除  
く。）  
**4 共同住宅  
又は寄宿舎  
（1に規定  
する施設の  
生徒、学生  
又は教職員  
等が居住す  
るものに限  
る。）**  
**5** 研修所  
**6** 前各号の  
建築物に附  
属するもの

**は、こ  
の限り  
でない  
。**

119～126 (略)

火薬類（  
がん具煙  
火を除く  
。）  
(2) 消防法  
（昭和2  
3年法律  
第186  
号）第2  
条第7項  
に規定す  
る危険物  
(3) マッチ  
(4) 可燃性  
ガス（令  
第130  
条の9の  
6で定め  
るものを  
除く。）  
(5) 圧縮ガ  
ス又は液  
化ガス（  
製氷又は  
冷凍を目  
的とする  
ものを除  
く。）  
**4** 研修所  
**5** 前各号の  
建築物に附  
属するもの

119～126 (略)



附 則

この条例は、公布の日から施行する。





第39号議案

土地の処分について

下記のとおり土地を処分するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 土地の所在 | 八王子市子安町二丁目593番1                                      |
|   |       | 同 所593番2   |
|   |       | 同 所593番4   |
|   |       | 同 所593番5   |
|   |       | 同 所593番7   |
| 2 | 処分面積  | 6,435.68平方メートル                                       |
| 3 | 処分金額  | 金12億4,034万1,000円                                     |
| 4 | 処分先   | 東京都立川市泉町935番地の28<br>大和ハウス工業株式会社 東京西支店<br>支配人 稲 村 敏 伸 |



## 第40号議案

### 気化式冷風機の取得について

下記のとおり気化式冷風機を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得の目的  | 市立小学校、中学校及び義務教育学校体育館用                      |
| 2 種類及び数量 | 気化式冷風機 206台                                |
| 3 取得金額   | 金98,797,600円                               |
| 4 取得先    | 八王子市三崎町7番11号<br>有限会社 伊登勢屋商店<br>取締役 中 村 哲 也 |



## 第41号議案

### 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法第291条の3の規定に基づき、裏面のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更するものとする。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

## 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度分及び令和7年度分」に、「令和4年4月1日現在」を「令和6年4月1日現在」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和6年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和5年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

## 第42号議案

### 市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定するにつき、道路法第8条第2項の規定により議決を求める。

令和6年2月22日

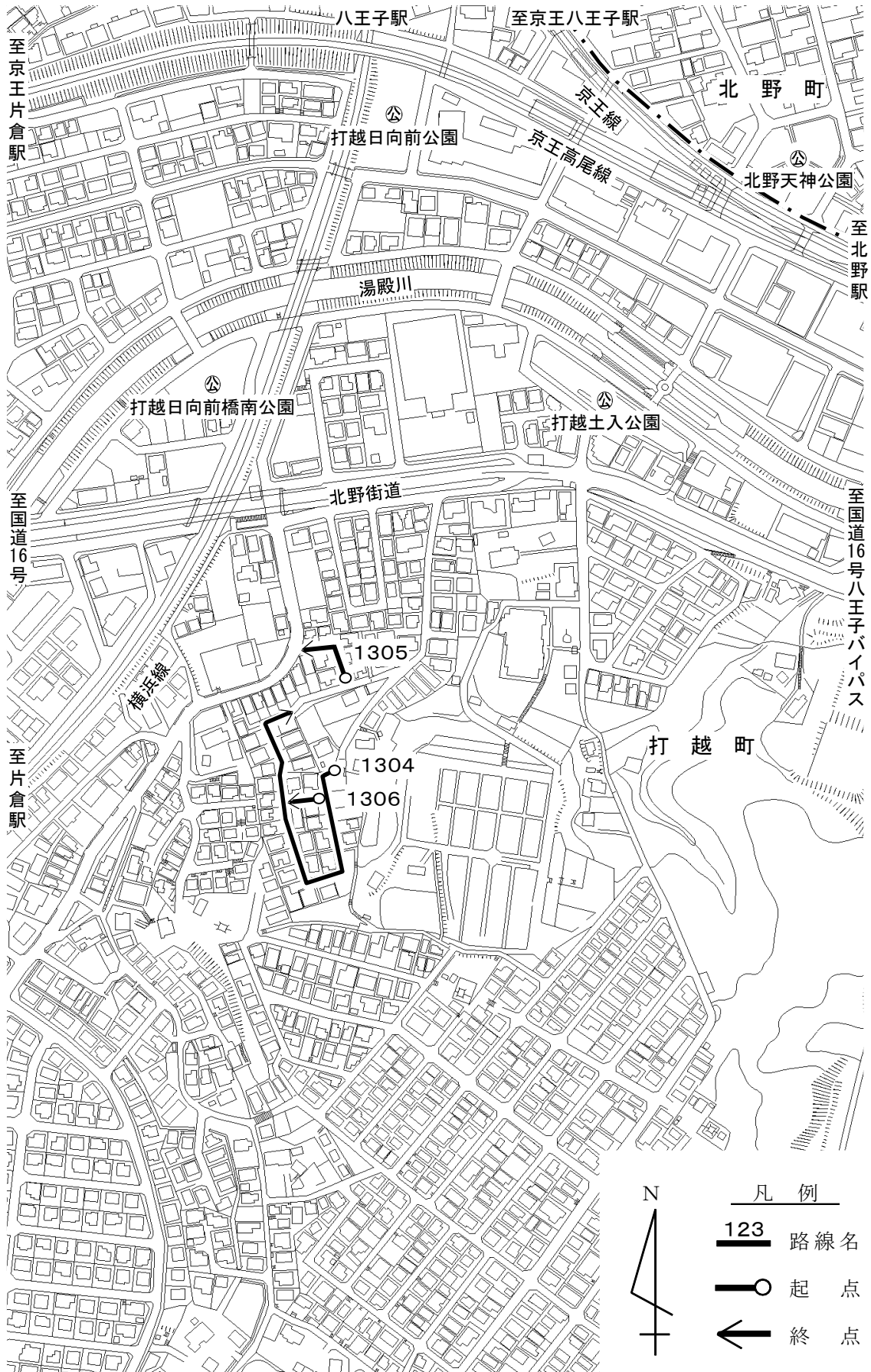
提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

路線名	起 点 ・ 終 点	備 考
市道由井1304号線	自 八王子市打越町1522番32地先 至 同 所1374番14地先	別紙略図表示 のとおり
市道由井1305号線	自 八王子市打越町1374番10地先 至 同 所1374番12地先	
市道由井1306号線	自 八王子市打越町1522番24地先 至 同 所1522番22地先	





略 図





第43号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例設定  
について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年八王子市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第5条の2 （略）</p> <p>2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第5条の2 （略）</p> <p>2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 <u>（<b>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</b>）</u>のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>
<p>（育児休業法第19条第1項の条例で定める職員）</p> <p>第7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法（<b>昭和25年法律第261号</b>）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。</u>）とする。</p>	<p>（育児休業法第19条第1項の条例で定める職員）</p> <p>第7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。</u>）とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第44号議案

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八王子市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、<b>勤勉手当</b>及び宿日直手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬、<b>期末手当及び勤勉手当</b>をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第14条 給与条例第17条（第3項及び第4項の規定を除く。）の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、</p>	<p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び宿日直手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬<b>及</b><b>び期末手当</b>をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第14条 給与条例第17条（第3項及び第4項の規定を除く。）<b>、第17条の2及び第17条の3</b>の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員につ</p>

給与条例第17条第1項中「死亡した職員（第6条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）」とあるのは「死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員である場合は、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市規則で定めるものを除く。次項において同じ。）としての任期の定め合計が6箇月以上となる場合（任期が連続したものに限る。）には、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期の定めとの合計が6箇月以上となる場合（任期が連続したものに限る。）には、第1項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

#### 4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第14条の2 給与条例第18条（第2項第2号並びに第3項及び第4項の規定を除く。）の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

- 2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員である場合は、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市規則で定めるものを除く。次項において同じ。）としての任期の定め合計が6箇月以上となる場合（任期が連続したものに限る。）には、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の

いて準用する。この場合において、給与条例第17条第1項中「死亡した職員（第6条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）」とあるのは「死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員である場合は、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市規則で定めるものを除く。次項において同じ。）としての任期の定め合計が6箇月以上となる場合（任期が連続したものに限る。次項において同じ。）には、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6箇月以上となる場合には、第1項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

**3** 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期の定めとの合計が6箇月以上となる場合（任期が連続したものに限る。）には、第1項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

**4** フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第23条 給与条例第17条（第3項及び第4項の規定を除く。）の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第1項中「死亡した職員（第6条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）」とあるのは「死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）」と、給与条例第17条第2項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額」とあるのは「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）の報酬月額（日額又は時間額による報酬の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員にあつては市規則で定める額）」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員である場合は、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市規則で定めるものを除く。次項において同じ。）としての任期の定め合計が6箇月以上となる場合 （任期が連続したものに限

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第23条 給与条例第17条（第3項及び第4項の規定を除く。）、第17条の2及び第17条の3の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第1項中「死亡した職員（第6条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）」とあるのは「死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）」と、給与条例第17条第2項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額」とあるのは「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）の報酬月額（日額又は時間額による報酬の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員にあつては市規則で定める額）」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員である場合は、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市規則で定めるものを除く。次項において同じ。）としての任期の定め合計が6箇月以上となる場合 （任期が連続したものに限



る。)には、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期の定めとの合計が6箇月以上となる場合(任期が連続したものに限る。)には、第1項の任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

#### 4 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条の2 給与条例第18条(第2項第2号並びに第3項及び第4項の規定を除く。)の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「給料及び地域手当の月額合計額」とあるのは「報酬月額(日額又は時間額による報酬の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員にあっては市規則で定める額)」と、「給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額」とあるのは「報酬月額(日額又は時間額による報酬の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員にあっては市規則で定める額)」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員(パートタイム会計年度任用職員である場合は、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市規則で定めるものを除く。次項において同じ。)としての任期の定め合計が6箇月以上となる場合(任期が連続したものに限る。)には、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

る。次項において同じ。)には、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6箇月以上となる場合には、第1項の任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。



- |   |  |
|---|--|
| <p><u>3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期の定めとの合計が6箇月以上となる場合（任期が連続したものに限り。）には、第1項の任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</u></p> <p><u>4 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> |  |
|---|--|

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



第45号議案

八王子市消防団に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市消防団に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市消防団に関する条例の一部を改正する条例

八王子市消防団に関する条例（昭和26年八王子市条例第52号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(任用)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、消防団員に任用しない。</p> <p>(1) <b>65歳</b>以上の者（消防団に属したことがあり、機能別分団に属することとなる場合を除く。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <b>前条第2項第2号</b>に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 階級が団員（機能別分団に属する者を除く。）、班長又は部長である者については、年齢が<b>65歳に達した日以後における最初の3月31日に至ったとき。</b></p>	<p>(任用)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、消防団員に任用しない。</p> <p>(1) <b>60歳</b>以上の者（消防団に属したことがあり、機能別分団に属することとなる場合を除く。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <b>前条第2項第1号又は第2号のいずれかに</b>該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 階級が団員（機能別分団に属する者を除く。）、班長又は部長である者については、年齢が<b>60歳となつたとき。ただし、任命権者が特に必要があると認め、あらかじめ市長が承認した者については、この限りでない。</b></p>

3 (略)

3 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第46号議案

八王子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例設定について

八王子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八王子市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年八王子市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p>	<p>(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p>

3・4 (略)

別表 (第5条関係)  
補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副 団長	円 <u>12,500</u>	円 <u>13,350</u>	円 14,200
分団長及び 副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>
部長、班長 及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>

備考

1・2 (略)

3・4 (略)

別表 (第5条関係)  
補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副 団長	円 <u>12,440</u>	円 <u>13,320</u>	円 14,200
分団長及び 副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>
部長、班長 及び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>

備考

1・2 (略)

## 附 則

### (施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- この条例による改正後の八王子市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

第47号議案

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年八王子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p><b><u>第3章 削除</u></b></p> <p>第4章～第8章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 通所給付決定保護者 法<b><u>第6条の2の2第8項</u></b>に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>(2) <b><u>指定障害児通所支援事業者</u></b> 法第21</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p><b><u>第3章 医療型児童発達支援</u></b></p> <p><b><u>第1節 基本方針（第67条）</u></b></p> <p><b><u>第2節 人員に関する基準（第68条・第69条）</u></b></p> <p><b><u>第3節 設備に関する基準（第70条）</u></b></p> <p><b><u>第4節 運営に関する基準（第71条―第77条）</u></b></p> <p>第4章～第8章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 通所給付決定保護者 法<b><u>第6条の2の2第9項</u></b>に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>(2) <b><u>指定障害児通所支援事業者等</u></b> 法第2</p>

条の5の3第1項に規定する **指定障害児通所支援事業者**をいう。

(3)～(9) (略)

(10) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を **指定障害児通所支援事業者**が受けることをいう。

(11)・(12) (略)

(13) 多機能型事業所 第4条に規定する指定児童発達支援の事業、第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第98条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第73号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第83条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第136条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第165条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第177条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準条例第192条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

2 (略)

(**指定障害児通所支援事業者**の一般原則)

第3条 **指定障害児通所支援事業者**は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第27条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づ

1条の5の3第1項に規定する **指定障害児通所支援事業者等**をいう。

(3)～(9) (略)

(10) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を **指定障害児通所支援事業者等**が受けることをいう。

(11)・(12) (略)

(13) 多機能型事業所 第4条に規定する指定児童発達支援の事業、**第67条に規定する指定医療型児童発達支援の事業**、第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第98条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第73号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第83条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第136条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第165条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第177条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準条例第192条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

2 (略)

(**指定障害児通所支援事業者等**の一般原則)

第3条 **指定障害児通所支援事業者等**は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第27条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づ



き障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 **指定障害児通所支援事業者**は、当該**指定障害児通所支援事業者**を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 **指定障害児通所支援事業者**は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 **指定障害児通所支援事業者**は、当該**指定障害児通所支援事業者**を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

5 **指定障害児通所支援事業者**は、当該**指定障害児通所支援事業者**を利用する障害児の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、未成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。

6 **指定障害児通所支援事業者**は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。

7 **指定障害児通所支援事業者**は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注機会の増大に協力するよう努めなければならない。

第4条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な**支**

づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 **指定障害児通所支援事業者等**は、当該**指定障害児通所支援事業者等**を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 **指定障害児通所支援事業者等**は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 **指定障害児通所支援事業者等**は、当該**指定障害児通所支援事業者等**を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

5 **指定障害児通所支援事業者等**は、当該**指定障害児通所支援事業者等**を利用する障害児の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、未成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。

6 **指定障害児通所支援事業者等**は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。

7 **指定障害児通所支援事業者等**は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注機会の増大に協力するよう努めなければならない。

第4条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な**指**

援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。

第6条（略）

2（略）

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

4 第2項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

5 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6 第1項（第1号を除く。）、第2項及び

導及び訓練を行うものでなければならない。

第6条（略）

2（略）

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上

(2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）機能訓練を行うために必要な数

(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）医療的ケアを行うために必要な数

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 看護職員 1以上

(2) 機能訓練担当職員 1以上

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項から第5項まで（第1項第1号を

**第4項**に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

**7 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。**

8 **前2項**の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は**当該指定児童発達支援事業所以外の**事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(設備及び備品等)

第9条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、**発達支援室**、相談室、洗面所、便所その他指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する**発達支援室**は、**支援**に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、**発達支援室**、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場

**除く。)**に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

8 **前項**の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は**同一敷地内にある他の**事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(設備及び備品等)

第9条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、**指導訓練室**、相談室、洗面所、便所その他指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する**指導訓練室**は、**訓練**に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、**指導訓練室**、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場

所を含む。) 、医務室、相談室、調理室、洗面所、**便所及び静養室**並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

**2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。**

**3 第1項**に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) **発達支援室**  
ア・イ (略)
- (2) (略)

4 第1項及び**第2項**に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、**第2項に掲げる設備を除き**、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(利用定員)

第11条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所**（児童発達支援センターであるものを除く。）**にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第23条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、**次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。**

- (1) **次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額**

所を含む。**以下この項において同じ。**) 、医務室、相談室、調理室、洗面所**及び便所**並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。**ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けられないことができる。**

**2 前項**に規定する設備の基準は、次のとおりとする。**ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。**

- (1) **指導訓練室**  
ア・イ (略)
- (2) (略)

**3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。**

4 第1項及び**前項**に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(利用定員)

第11条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第23条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、**当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。**



(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3～6 （略）

（通所利用者負担額に係る管理）

第24条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第25条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費 又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費 及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 （略）

（指定児童発達支援の取扱方針）

第26条 指定児童発達支援事業者は、第27条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3～6 （略）

（通所利用者負担額に係る管理）

第24条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第25条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 （略）

（指定児童発達支援の取扱方針）

第26条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5 (略)

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。  
(1)～(7) (略)

7 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第26条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第26条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

（児童発達支援計画の作成等）

第27条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支

2 (略)

3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1)～(7) (略)

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（児童発達支援計画の作成等）

第27条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支

援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）**を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児**の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 （略）

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、**第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた**指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、**障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で**、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 （略）

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者**及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）**を提供する者に交付しなければならない。

8～10 （略）

（児童発達支援管理責任者の責務）

援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）**を行い、当該障害児**の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 （略）

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 （略）

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8～10 （略）

（児童発達支援管理責任者の責務）

第28条 (略)

**2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。**

(支援)

第30条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって**支援**を行わなければならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に**支援**を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を**支援**に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による**支援**を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第35条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費**若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費**の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第39条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び**発達支援室**の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第40条の2 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して**通所給付決定保護者**との連携が図られるよう、**通所給付決定保護者**

第28条 (略)

(指導、訓練等)

第30条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって**指導、訓練等**を行わなければならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に**指導、訓練等**を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を**指導、訓練等**に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による**指導、訓練等**を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第35条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費**又は特例障害児通所給付費**の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第39条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び**指導訓練室**の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第40条の2 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して**保護者**との連携が図られるよう、**保護者**に対し、安全計画に基づく



に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

(協力医療機関)

第42条 指定児童発達支援事業者 **(治療を行うものを除く。)** は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指定児童発達支援事業者との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下同じ。)を定めなければならない。

(利益供与等の禁止)

第49条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 **第5条第19項** に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(設備及び備品等)

第61条 基準該当児童発達支援事業所は、**発達支援**を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する **発達支援**を行う場所は、**支援**に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

### **第3章 削除**

**第67条から第77条まで 削除**

取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

(協力医療機関)

第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指定児童発達支援事業者との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下同じ。)を定めなければならない。

(利益供与等の禁止)

第49条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 **第5条第18項** に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(設備及び備品等)

第61条 基準該当児童発達支援事業所は、**指導訓練**を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する **指導訓練**を行う場所は、**訓練**に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

### **第3章 医療型児童発達支援**

#### **第1節 基本方針**

**第67条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。**

#### **第2節 人員に関する基準**

**(従業者の配置の基準)**

**第68条 指定医療型児童発達支援の事業を**

行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数

(2) 児童指導員 1以上

(3) 保育士 1以上

(4) 看護職員 1以上

(5) 理学療法士又は作業療法士 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 第1項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（準用）

第69条 第7条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

（設備）

第70条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。

(2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室、洗面所、便所及び調理室を有すること。

(3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。

2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない

い。

3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

#### 第4節 運営に関する基準

##### (利用定員)

第71条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

##### (通所利用者負担額の受領)

第72条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、別にこども家庭庁長官が定めるところによるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受け

た場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第73条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第74条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第75条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 利用定員

(5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の

種類及びその額

- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (12) その他事業の運営に関する重要事項

（情報の提供等）

第76条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（準用）

第77条 第12条から第22条まで、第24条、第26条（第4項及び第5項を除く。）から第34条まで、第36条、第38条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第75条」と、第16条中「いう。第37条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第72条」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第34条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第43条第1項中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第35条」とあるのは「第74条」と読み替えるものとする。

第78条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービ

第78条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービ



ス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な**支援**を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な**支援**を行うものでなければならない。

(設備及び備品等)

第81条 指定放課後等デイサービス事業所は、**発達支援室**、相談室、洗面所、便所その他指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する**発達支援室**は、**支援**に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(設備及び備品等)

第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、**発達支援**を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する**発達支援**を行う場所は、**支援**に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(従業者の配置の基準)

第91条 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは**心理担当職員**(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作**及び知識技能の習得**、生活能力の向上のために必要な**支援**その他の支援(以下**この項において単に「支援」という。**)を行い、**並びに**当該障害児の**支援**を行う者に対して**支援**に関する指導を行う業務その他職業訓練**若しくは**職業教育に係る業務に3年以上従事した者

ス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な**訓練**を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な**指導及び訓練**を行うものでなければならない。

(設備及び備品等)

第81条 指定放課後等デイサービス事業所は、**指導訓練室**、相談室、洗面所、便所その他指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する**指導訓練室**は、**訓練**に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(設備及び備品等)

第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、**指導訓練**を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する**指導訓練**を行う場所は、**訓練**に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(従業者の配置の基準)

第91条 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは**心理指導担当職員**(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作**の指導、知識技能の付与**、生活能力の向上のために必要な**訓練**その他の支援(以下**「訓練等」という。**)を行い、**及び**当該障害児の**訓練等**を行う者に対して**訓練等**に関する指導を行う業務その他職業訓練**又は**職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければなら

でなければならない。

3 (略)

(準用)

第97条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（**第6項及び第7項**を除く。）、**第26条の2**、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、**第40条の3第1項**、第41条から第45条まで、**第47条から第50条まで**、第51条第1項**及び第53条から第55条まで**の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第96条」と、第16条中「いう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第95条」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、**第27条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第26条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と**、第41条第2項中「指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、感染症又は食中毒が発生しないように」と、「感染症及び食中毒の発生及びまん延」とあるのは「感染症及び食中毒の発生」と、**第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と**、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第102条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第4項を除く。）、**第26条の3**、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、**第40条の3第1項**、第41条、第43条から第45条まで、**第47条から第50条まで**、第51条第1項、第53条から第55条まで及び第94条から第96

ならない。

3 (略)

(準用)

第97条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（**第4項及び第5項**を除く。）、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第41条から第45条まで、**第47条、第49条、第50条**、第51条第1項、**第53条から第55条まで及び第76条**の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第96条」と、第16条中「いう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第95条」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第41条第2項中「指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、感染症又は食中毒が発生しないように」と、「感染症及び食中毒の発生及びまん延」とあるのは「感染症及び食中毒の発生」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第102条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第4項**及び第5項**を除く。）、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第41条、第43条から第45条まで、**第47条、第49条、第50条**、第51条第1項、第53条から第55条まで、**第76条**及び第94条から第96条までの規定

条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第16条中「いう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第102条において準用する第95条」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、**第26条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第27条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第41条第2項中「指定児童発達支援事業所において」とあるのは「指定保育所等訪問支援を行う施設において」と、第43条第1項中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、**第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と**、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。**

（従業者の配置の基準に関する特例）

第103条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第5条第1項から第3項まで、第6条（**第4項及び第5項**を除く。）、第79条第1項から第3項まで、第91条第1項並びに第99条第1項の規定の適用については、第5条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支

は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第16条中「いう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第102条において準用する第95条」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第41条第2項中「指定児童発達支援事業所において」とあるのは「指定保育所等訪問支援を行う施設において」と、第43条第1項中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

（従業者の配置の基準に関する特例）

第103条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第5条第1項から第3項まで、第6条（**第3項及び第6項**を除く。）、**第68条**、第79条第1項から第3項まで、第91条第1項並びに第99条第1項の規定の適用については、第5条第1項中「事業所（以下「指定



援事業所」という。)とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第6条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び**第3項**中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、**同条第6項**中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、**同条第7項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」と**、第79条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第91条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第99条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

(利用定員に関する特例)

第105条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第11条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第11条及び第82条の規定にかかわらず、指

児童発達支援事業所」という。)とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第6条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び**第4項**中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、**同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、**第68条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と**、第79条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第91条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第99条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。**

(利用定員に関する特例)

第105条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第11条、**第71条**及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第11条、**第71条**及び第82条の規定にか

定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第11条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第11条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

5 (略)

(電磁的記録等)

第106条 **指定障害児通所支援事業者**及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項（第59条、第63条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）、第17条（第59条、第63条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 **指定障害児通所支援事業者**及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものに

わらず、指定児童発達支援、**指定医療型児童発達支援**又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、**指定医療型児童発達支援の事業**又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第11条、**第71条**及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第11条、**第71条**及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

5 (略)

(電磁的記録等)

第106条 **指定障害児通所支援事業者等**及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項（第59条、第63条、**第77条**、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）、第17条（第59条、第63条、**第77条**、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 **指定障害児通所支援事業者等**及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものに

については、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

については、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第49条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

### （経過措置）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、この条例による改正後の八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（次項において「旧条例」という。）第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新条例第6条及び第11条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 6 新条例第26条の2（新条例第59条、第63条、第84条、第85条、第89条及び第97条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、第26条の2中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。